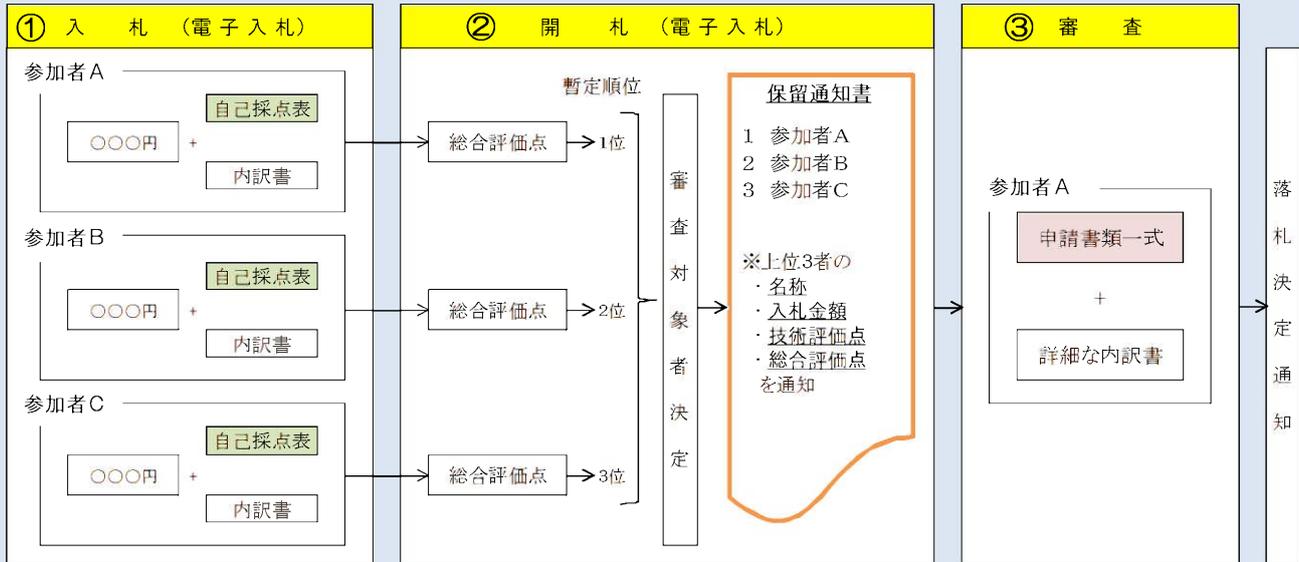


総合評価落札方式における「簡易確認方式」の試行実施について

受発注者双方の事務負担の軽減を目的として、入札参加者が提出した自己採点表に基づく暫定順位により審査対象者を決定する「簡易確認方式」を一部の工事で試行することといたしましたので、お知らせします。

1 簡易確認方式の概要



【① 入札】

- 入札時に全参加者が「自己採点表」と「内訳書 (総括表)」を提出 (電子入札システムに添付)。
※自己採点表 又は 内訳書のいずれか一方でも提出がない場合、入札は無効となります。

【② 開札】

- 自己採点表を基に、開札時に暫定順位を決定 (自己採点表の内容に整合性を欠く場合は『2 自己採点表について』のとおり得点を修正し、修正後の得点に基づき暫定順位を決定)。
- 保留通知書に総合評価点 上位3者の名称等 を表記して各参加者に通知。

【③ 審査】

- 暫定1位の参加者のみが「申請書類一式」及び「詳細な内訳書」を提出。
- 市は暫定1位の参加者のみを審査し、自己採点に誤りがあった場合、当初の申告点が上限となるよう、『3 審査対象者の点数の修正について』のとおり得点を修正。審査の結果、1位に変動があった場合には、新たに繰上げ1位となった者を審査。更に1位に変動があった場合は、繰り返し順次審査。
- 審査を受けた者のうち、総合評価点が参加者中で最も高い者を落札予定者とする。

【例 開札時】

順位	参加者	総合評価点 (自己採点)	総合評価点 (市の審査後)
1	A	10.000	-
2	B	8.000	-
3	C	7.000	-

【例 審査後】

順位	参加者	総合評価点 (自己採点)	総合評価点 (市の審査後)
1	A	10.000	9.000
2	B	8.000	-
3	C	7.000	-

- 開札後、暫定1位のA社が申請書類一式等を市に提出。
- 審査の結果、A社の自己採点には誤りがあったものの、修正後の点数が参加者中最高であるため落札予定者として決定。B、C社は申請書類一式等の提出不要。

2 自己採点表について

簡易確認方式の対象案件では、全参加者が自己採点表に自社の得点を記入し、入札時に提出しなければなりません。自己採点表の提出が無い場合、当該入札を無効とします。

【自己採点表の様式（抜粋）】次のような様式をエクセルファイルで公開する予定です。

総合評価落札方式(地域貢献Ⅱ型)技術評価項目				自己採点表		
開札日 工事番号 工事名	平成 年 月 日 ()第 号	入札者 住所又は所在地 名称又は商号 代表者氏名		自社の得点は	5.9	点です。
分類	評価項目	必須・○ 任意・△	評価区分	配点	自社 該当項目	得点
1 企業の評価 <small>※特定Iを達成して入札に参加する者は、各項目の得点を出資割合で按分する。</small>	(1)公共工事の施工実績	○	提出のあった工事実績が公共工事で、かつ、札幌市内において施工された工事	2.0	○	2.0
			提出のあった工事実績が公共工事で、かつ、札幌市以外において施工された工事	1.5		
			提出のあった工事実績が、上記以外の発注による工事（民間工事業）	0.0		
	(2)提出された工事実績の成績点	△	提出のあった工事実績が、本市発注の工事であり、その工事成績が76点以上であるもの	2.1		1.9
			※ その工事成績が75点以上であるもの	1.9	○	
			※ その工事成績が74点以上であるもの	1.5		
			※ その工事成績が73点以上であるもの	1.1		
			※ その工事成績が72点以上であるもの	0.7		
			※ その工事成績が72点未満又は本市以外の実績	0.0		
	(3)企業の工事成績の平均点	△	同工種における平均点が76点以上	2.2		2.0
			同工種における平均点が76点以上	2.0	○	
			同工種における平均点が74点以上	1.6		
			同工種における平均点が73点以上	1.2		
同工種における平均点が72点以上			0.8			
		同工種における平均点が72点未満又は実績無し	0.0			
						/6.3

① 自社が該当する評価区分に「○」を付けてください。

② 点数が自動的に表示されます。

③ 合計点が自動的に表示されます。

※ 合計点が各項目の点数を合算した値と一致しているか必ずご確認ください。

※ 自己採点表の内容に整合性を欠く場合は、次のとおり点数を修正した後に暫定順位を決定します。

- ・「○」を付けた評価区分と「得点」が一致しない ⇒ 「○」を付けた区分に修正
- ・「○」がない 又は 1つの評価区分に「○」が複数ある ⇒ 当該項目を0点とする
- ・合計点に計算誤りがある ⇒ 各項目の点数を合算した値へ修正

3 審査対象者の点数の修正について

審査対象者から提出された申請書類一式を審査した結果、自己採点に誤りがある場合には次のとおり取扱い、必要に応じて得点を修正します。

- ・自己採点が過大（自己採点 > 申請書類一式により確認できた正しい点）
⇒ 当該項目の得点を申請書類一式により確認できた正しい点に修正
- ・自己採点が過小（自己採点 < 申請書類一式により確認できた正しい点）
⇒ 修正せず、自己採点表に記載された参加者の申告点により評価

上記のとおり修正した結果、1位に変動があった場合には、繰り上がって1位となった参加者を新たに審査対象者とします。新たに審査対象者となった参加者へは改めてご連絡いたしますので、申請書類一式を作成し、速やかにご提出ください。

4 落札結果の公表について

簡易確認方式の入札結果は落札結果通知日に公表します。なお、審査対象者以外の参加者の総合評価点等は、自己採点表の得点に基づいて算出した点数であることを付記して公表します。

5 簡易確認方式の試行の対象工事

平成 29 年 2 月 24 日以後に告示する総合評価落札方式による工事から適用します。

平成 29 年度発注工事（早期発注分含む）については、評価項目の少ない地域貢献Ⅱ型の一部の工事での試行を予定していますが、今後、入札結果を検証しながら適用拡大を検討します。

6 その他（Q&A）

【Q1 これまでと同様、入札時に電子入札システムへ申請書類一式を添付してもよいのか。】

《A1》 簡易確認方式の対象工事では、入札時に申請書類一式の添付は必要ありません。

入札時には自己採点表と内訳書（総括表）を添付してください。なお、入札時に申請書類一式を添付された場合は不用書類として取扱いますので、開札後に審査対象者となったときは、改めて申請書類一式をご提出いただくことになります。

【Q2 自己採点表に誤りがあった場合、ペナルティ等はあるのか。】

《A2》 自己採点表による申告点と、申請書類一式により確認できた正しい点に差異があることのみによってペナルティ等を課すことはありません。前述の「3 審査対象者の点数の修正について」のとおり得点を修正します。ただし、明確な根拠なく満点の状態の自己採点表を提出するなど、自己採点表の記載内容に疑義が生じた場合には、申請書類一式を提出いただいたうえで、自己採点の根拠についてヒアリングを行い、虚偽の記載をしたことが確認されたときは、入札参加停止等の措置を行うことがあります。

【Q3 自己採点表は得点を高めに申告した方が有利になるのではないか。】

《A3》 仮に満点の状態の自己採点表を提出して暫定 1 位となった場合であっても、審査対象者には申請書類一式の提出を求め、審査後、正しい点に修正しますので、有利に働くことはありません。

【Q4 入札前に自己採点表を審査・確認してもらうことは可能か。】

《A4》 個々の企業の評価について、特定の案件に関する事前確認は、入札の公平性を欠くおそれがありますので、行うことができません。なお、入札参加資格の有無、工事実績の確認、入札制度に関する一般的なお問い合わせにはお答えいたします。

【Q5 総合評価点が複数者による 1 位同点の場合、全員が申請書類一式を提出するのか。】

《A5》 電子入札システムのくじ引き機能により、1 位同点者で審査順を決定します。審査順は一般の案件と同様、保留通知に記載されますので、審査順 1 位の参加者のみ、申請書類一式を提出していただくことになります。

※ 簡易確認方式の対象となる工事 及び 具体的な入札方法等については、個別の告示内容（告示別表・入札説明書）を十分にご確認いただくようお願いいたします。